

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 テックジャパン  
大阪府八尾市大字山畑369

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和3年9月6日～令和3年10月5日（1ヵ月）  
近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

### 3 指名停止理由

株式会社テックジャパンは、大阪府八尾市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に反して、営業所の専任技術者を本件工事の専任の主任技術者として配置したとして、令和3年6月9日、大阪府知事から建設業法第28条第3項の規定に基づき15日間の営業停止処分を受けた。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内